

# 令和元年度(2019年度)決算の概要

令和元年度における熊本市の一般会計決算は、歳入が3,963億円(前年度比プラス80億円)、歳出が3,883億円(前年度比プラス103億円)となりました。

歳入と歳出を単純に差し引くと80億円の黒字の計算になりますが、翌年度へ繰り越すべき財源が18億円あり、差し引いて考えると、実質収支62億円の黒字となりました。この黒字は、令和2年度に繰り越され、歳入の一部となります。

## <一般会計・特別会計>

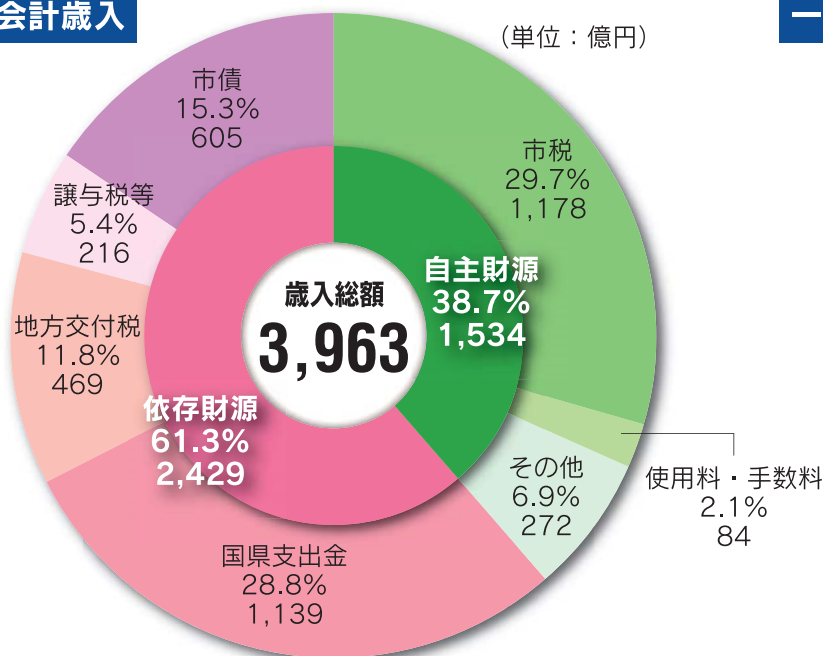
会計名	収入総額	支出総額	収入支出差引額
一般会計	3,963億 423万円	3,883億4,670万円	79億5,753万円
特別会計	2,143億7,392万円	2,092億7,385万円	51億 7万円
合計	6,106億7,815万円	5,976億2,055万円	130億5,760万円

## <企業会計(収益的収支について)>

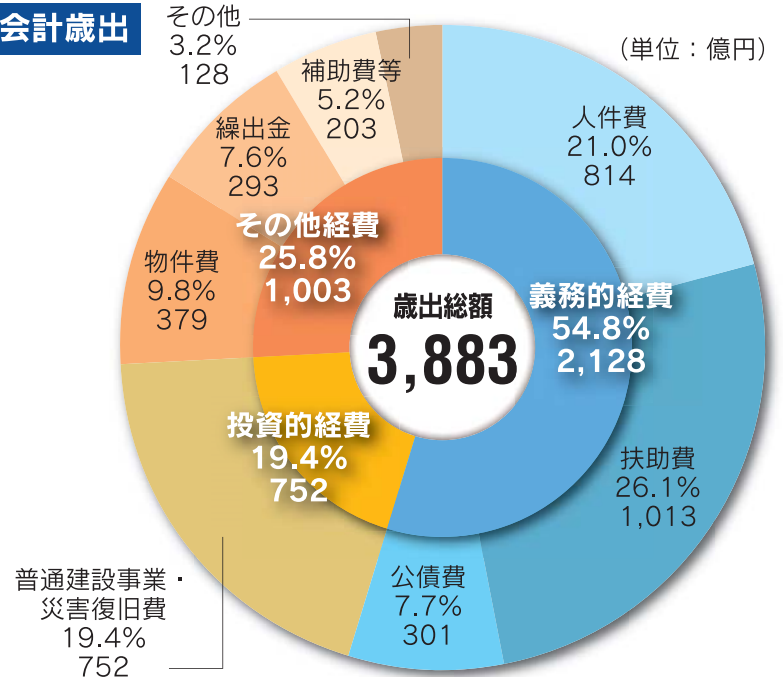
会計名	収入総額	支出総額	収入支出差引額
病院事業会計	74億8,973万円	120億7,725万円	△45億8,752万円
水道事業会計	133億1,609万円	105億8,577万円	27億3,032万円
下水道事業会計	199億7,209万円	178億4,267万円	21億2,942万円
工業用水道事業会計	525万円	478万円	47万円
交通事業会計	22億3,550万円	19億9,618万円	2億3,932万円



## 一般会計歳入



## 一般会計歳出



## 主な議案の概要

### ○令和2年度熊本市一般会計補正予算

総額 16億5,404万円

(増額：85億9,029万円 減額：69億3,625万円)

※減額のうち、新型コロナウイルス感染症対応のための当初予算計上事業見直しによる減額：56億5,625万円

#### <新型コロナウイルス関連分の主な内容>

- 新型コロナウイルス対応融資利子補給事業…………… 53億1,900万円
- 商店街等プレミアム付商品券発行支援事業…………… 1億7,000万円
- 市税還付金…………… 3億2,000万円
- 教育の情報化推進経費…………… 3億1,710万円
- 感染防止対策経費(児童育成クラブ)…………… 6,540万円
- ひとり親世帯生活支援給付金給付事業…………… 2億1,000万円
- 感染防止対策経費(介護施設等)…………… 4,980万円
- インフルエンザ予防接種経費…………… 1億8,100万円

#### <豪雨災害関連分の主な内容>

- 農地等災害復旧経費…………… 2億3,050万円
- 災害派遣経費…………… 4,500万円
- 土木施設災害復旧経費…………… 3,910万円

#### <通常分の主な内容>

- 水前寺競技場改修経費…………… 1億2,300万円
- 熊本市優待証関係経費…………… 6,900万円
- 高齢者施設等防災機能強化支援事業…………… 6,340万円
- 公園整備経費…………… 1,800万円
- 住基・戸籍システム改修経費…………… 1,140万円
- 公有林管理事業…………… 1,000万円

●…商工費	●…総務費	●…教育費	●…民生費	●…衛生費	○…災害復旧費
●…土木費	●…農林水産費				

### ○熊本市エンターテインメント支援基金条例の一部改正について

エンターテインメント支援基金の設置目的を拡充するため。

<改正内容>

基金の設置目的を平成28年熊本地震からの復興の中で市民を元気付けてきたエンターテインメントに関する施策を持続的に推進するため。

<施行日> 公布の日

### ○熊本市立図書館設置条例の一部改正について

図書館が行う事業として電子図書館に関することを追加するため。

<改正内容>

- 1 図書館が行う事業として電子図書館に関することを追加する。  
※電子図書館とは、パソコン、タブレット又はスマートフォンを使いインターネットを通じて電子書籍を閲覧することができるサービスのこと。
- 2 くまもと森都心プラザ条例(平成22年条例第120号)の一部改正  
→改正内容1に伴う規定の整備

<施行日> 公布の日

### ○熊本市公衆浴場基準条例の一部改正について

公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準を追加する等のため。

<改正内容>

公衆浴場の営業者が講じなければならない措置として、感染症にかかった従業者又はその疑いがある従業者を業務に従事させないことを追加。

<施行日> 公布の日

### ○熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の制定について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りの円滑化を図るために実施する利子補給事業に要する経費の財源に充てるための新型コロナウイルス感染症金融対策基金を設置するため。

<施行日> 公布の日(令和6年(2024年)3月31日限りで失効)